

社会体育施設・社会教育施設の使用について

使用上の注意

1. 使用時間は準備から後片付けまでを含む時間とします。
2. 学校行事・教育委員会事業・町の執行機関・選挙などで使用するときは、それらが優先とします。
3. 施設内での火気の使用は原則禁止とします。
4. 施設内では、健康増進法に基づき禁煙とします。
5. 施設内での飲食は禁止します。ただし、体調を維持するための飲物類についてはこの限りではありません。
6. 施設使用後の掃除は、使用者が責任をもって行い、ごみは持ち帰ってください。
7. 施設の施錠については、使用責任者が確認を行ってください。
8. 施設（備品）を破損した場合は、すぐに生涯学習課に報告の上、使用者の責任において元どおりに復旧してください。
9. 使用マナーの良くない団体は、今後の使用をお断りする場合があります。
10. 使用時における事故は、使用者の責任において処理してください。
11. 使用後は、使用報告書を必ず提出してください。

使用申請について

- 各施設により休館日が設けられていることがあります。
- 申請受付期間
 1. 岬町在住者（団体）＝使用日の3か月前の日の属する月の5日から使用日の7日前まで
 2. その他の者（団体）＝使用日の1か月前の日の属する月の初日から使用日の7日前まで※岬町立テニスコートのみ、使用日当日まで申請が可能です。（青少年センター休館日を除く）
- 申請書の提出は生涯学習課窓口、FAX、メールで受付しています。
※生涯学習課は青少年センター内にございます。
青少年センター休館日…月曜日・祝日（日・月が祝日の場合、火曜日も休館）
12月29日から翌年1月3日
- 各申請書様式は岬町ホームページからダウンロードしてください。
- 使用許可書を交付するときに、使用料をお支払いください。
- 施設使用を変更または取り消す場合は、使用日の前日までに変更・取消申請書を提出してください。
- 使用料還付が発生する場合は、領収印鑑をご持参ください。

【お問い合わせ】

岬町教育委員会事務局 生涯学習課

〒599-0311

岬町多奈川谷川 1905 番地の 22 (青少年センター内)

TEL:072-492-2715

FAX:072-492-3100

MAIL:sisetusiyou@town.osaka-misaki.lg.jp